

大田原市内部統制基本方針

大田原市は、市総合計画（おおたわら国造りプラン）の将来像に掲げる「知恵と愛のある 協働互敬のまち おおたわら」の具現化に向けて、市民と行政が互いに知恵を出し合い、連携と協働により施策の方向性を導き出し、魅力あふれるまちづくりを進めています。

この実現に当たっては、今後、より一層の効率的かつ効果的な行政運営や健全な財政運営を行い、市民から信頼される市役所を目指すこととし、地方自治法第150条第2項の規定に基づき、次のとおり内部統制に関する方針を定めます。

1 内部統制の目的及び取組内容

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

最少の経費で最大の効果を挙げるため、絶えず業務の改善に努めるとともに、業務上におけるリスクの把握、分析、対応策の検討及びその整備並びに運用状況の評価を組織的に取り組みます。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

予算、決算等の財務に関する情報の信頼性を確保するため、適正な手続により、関係書類の作成や情報の適切な保存及び管理に努めます。

(3) 業務にかかわる法令等の遵守

職員一人ひとりが業務に関する法令等を理解し業務を遂行するとともに、法令遵守の意識の醸成やチェック体制づくりに取り組みます。

(4) 資産の保全

市が保有する財産や現金等の資産の現状把握と取得、管理、活用、処分等における適正な手続及び運用による資産の保全に取り組みます。

(5) 業務に係る情報、文書の保存及び管理の徹底

個人情報を含めた業務執行に係る情報及び文書について、法令等に従い、適切に保存及び管理し、漏えい、改ざん等の防止に取り組みます。

2 内部統制の対象事務

①財務会計に関する事務

②個人情報等の保護に関する事務

③公文書の管理に関する事務

④情報セキュリティに関する事務

3 内部統制の有効性を確保するための取組

(1) 内部統制を活用した業務の改善

各課等における業務上のリスクの洗い出し、分析、評価及び対応策の検討のほか、

業務手順等の見直しなど、内部統制を活用して業務の改善を図ります。

(2) 内部統制の透明性の確保

内部統制の整備及び運用の状況を毎年度評価し、市議会への報告及びホームページ等により市民に公表し、内部統制の透明性を確保します。

(3) 監査委員との連携

監査委員との情報共有、意見交換等を行い、効果的な内部統制の運用に努めます。

(4) 内部統制の見直し

内部統制の整備及び運用に係る評価結果等を踏まえ、必要な見直しを行い、さらなる有効性を確保します。

令和3年3月30日

大田原市長

津久井 富雄

内部統制について

1 内部統制とは

内部統制とは、組織内において業務の処理の適正化を確保するうえでのリスクを評価し、リスクに対応するための規範を設けるなど、自らコントロールする取組のことです。

2 地方公共団体における内部統制導入の経緯

第31次地方制度調査会の「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」を受け、平成29年に地方自治法等が改正されました。

内部統制に関する地方自治法改正は以下のとおり。（令和2年4月1日施行）

（財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等）

第150条 都道府県知事及び指定都市の市長は、その担任する事務のうち、次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

(1) 財務に関する事務その他総務省令定める事務

(2) 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの

2 市町村長は、その担任する事務のうち、次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(1) 前項第1号に掲げる事務

(2) 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該市町村長が認めるもの

3 都道府県知事又は市町村長は、第1項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県知事、指定都市の市長及び第2項の方針を定めた市町村長（以下都道府県知事等」という。）は、毎会計年度少なくとも1回以上、総務省令で定めるところにより、第1項及び第2項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。

5 都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。

6 都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。

3 地方公共団体における内部統制

(1) 内部統制の体制

組織内において業務の処理の適正さを確保するうえでのリスクを評価し、リスクに対応するための規範を設けるなど、自らコントロールする取組のことをいい、これにより業務の適正な執行を確保する体制のこと。

(2) 内部統制体制の整備

(1)の体制を構築し、組織の中に適切な規範を定めるなど、それを現場の業務に適用していくこと。

(3) 内部統制体制の運用

現場の業務に内部統制が適用され、効果、効能を発揮し、機能すること。

4 内部統制導入のポイント

(1) 内部統制に関する方針の策定及び公表

- ・組織的な取組の方向性等を示すもので長が策定し、公表します。
- ・目的や内部統制対象事務等を記載します。

大田原市内部統制基本方針に定める対象事務は次の4つです。

- ①財務会計に関する事務
- ②個人情報等の保護に関する事務
- ③公文書の管理に関する事務
- ④情報セキュリティに関する事務

(2) 内部統制体制の整備

- ・全庁的に取り組む体制を整備します。
- ・各部署でリスクの洗い出し、リスクの評価、リスク対応の検討等を行います。

(3) 内部統制評価報告書の作成

- ・内部統制対象事務について、長が内部統制の整備状況及び運用状況进行评估します。
- ・重大な不備がある場合、内部統制が有効に整備又は運用されていないと判断し、随時見直しを行います。

(4) 監査委員による内部統制評価報告書の審査

- ・手続に沿って評価が適切に実施されたか、把握された不備に対する評価結果が適切な判断に基づいているかという観点から意見を付します。
- ・意見が付された報告書を議会に提出し、公表します。

5 内部統制の運用方法

令和3年3月 「大田原市内部統制基本方針」の策定及び公表

令和3年度 内部統制の体制の整備及び運用（試行）

令和4年度 内部統制の体制の整備及び運用（本実施）

令和5年度

- ・ 前年度の運用状況についての「内部統制評価報告書」の作成
- ・ 監査委員による「内部統制評価報告書」の審査
- ・ 監査委員の意見が付された「内部統制評価報告書」を議会に報告